

[事案 2020-238] 特約遡及付加等請求

・令和3年7月15日 和解成立

<事案の概要>

事前通知なく先進医療特約が満期消滅したことは不当であるとして、先進医療特約の遡及付加等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年2月に多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けたため、平成17年9月に契約した総合医療保険の先進医療特約（特別条件付）にもとづき、先進医療給付金を請求したところ、平成27年9月に本特約が満期消滅していることを理由に、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、平成27年9月に遡って先進医療特約を付加し、本特約にもとづき手術費用相当額を支払ってほしい。

- (1) 先進医療特約が消滅する数か月前に、保険会社から事前通知が届いた事実はない。仮に届いていたとしても、継続意思を示さなければ特約が消滅してしまう制度は不当といえる。
- (2) 本手術は、募集人から、手術費用相当額が支払われるといった説明があったので受けたものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、特別条件付の特約を保険期間満了後も継続するためには、改めて告知を伴う中途付加を行う必要があることが規定されている。
- (2) 平成27年6月頃、申立人の届出住所宛に事前通知を郵送しており、不達記録はない。
- (3) 申立人が手術を受けるにあたって、募集人が複数回にわたり、手術費用相当額が支払われる旨の誤回答をしたことは認める。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、先進医療特約の遡及付加および先進医療給付金の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本手術直前に、先進医療特約が既に消滅していたにもかかわらず、募集人が申立人夫婦に対し、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術が保障対象であるといった誤説明を複数回したことは事実である。
- (2) 保険会社は、募集人の誤説明によって申立人に損害が発生したことを認め、損害を計算したうえで一定額を支払うことを申し出ている。
- (3) 保険会社が自認する金額が本件における正確な損害額であるかどうかは別として、募集人による複数回の誤説明や、苦情申出段階における申立人の要望額や保険会社による申出の実績等に鑑み、紛争の早期解決の観点も踏まえると、保険会社による申出は、本件手続下でも維持することが妥当と考える。